

審議事項④

公立大学法人青森公立大学役員規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学役員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学役員規程の一部を改正する規程

令和2年 月 日
規程第 号

公立大学法人青森公立大学役員規程（平成21年規程第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（損害賠償責任）

第7条 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、青森市長の承認がなければ、免除することができない。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学役員規程の一部改正について

1 趣旨

平成29年6月の地方独立行政法人法の改正により役員の職務忠実義務及び損賠賠償責任が明確化され、損害賠償責任については、令和2年4月1日に施行されるため、必要な改正を行うものである。

2 主な改正内容について

- ①地方独立行政法人法第19条の2第1項の規定に基づき、役員はその任務を怠ったときは、損害を賠償する責任を負う旨を明記
- ②地方独立行政法人法第19条の2第2項の規定に基づき、損害賠償の責任の免除は青森市長の承認がなければできない旨を明記

3 新旧対照表

新	旧
～略～	～略～
(損害賠償責任) 第7条 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 2 前項の責任は、青森市長の承認がなければ、免除することができない。	追加

4 施行期日

令和2年4月1日